

青森県報

第三百四十一号

令和三年
八月二日
(月曜日)

目次

告 示

- 地方自治法施行令の規定による県税徴収金の収納事務の委託..... (税 務 課) 一
- 生活保護法による施術者の指定..... (健 康 福 祉 政 策 課) 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出..... (生 活 習 慣 病 対 策 課) 二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退..... (同) 二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定..... (同) 二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正..... (会 計 管 理 課) 三
- 採石業務管理者試験の施行..... (河 川 砂 防 課) 三
- 建設業者の許可の取消し..... (中 南 地 域 民 局) 四
- 右 同..... (同) 四
- 右 同..... (上 北 地 域 民 局) 四
- 右 同..... (同) 五

告 示

青森県告示第五百十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八十八条の二第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和三年八月一日から令和四年三月三十一日までの間における個人事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割並びにこれらの延滞金の収納の事務を委託したので、同条第六項において準用する同令第五百八十八条第二項の規定により告示する。

令和三年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
ピリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目の一
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町一の一
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川一丁目の一

青森県告示第五百十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
中 林 俊 也	アピエス治療院	弘前市大字北新寺町三の一 中館住宅C号	令和三・七・五

青森県告示第五百二十号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和三年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	訪問看護リハビリステーション愛あい	三戸郡五戸町字下モ沢向二の四〇	令和 元・〇・二四
変更後	訪問看護ステーションどんぐり村	三戸郡五戸町字下長下タ九一の八 十和田市元町西二丁目六の三五 十和田市東三番町一の六	三・三・一

青森県告示第五百二十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和三年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
大開調剤薬局	弘前市大字大開一丁目四の一	令和 三・三・二六
みんゆう薬局弘前駅前店	弘前市大字駅前町一一の二	三・三・三三

みんゆう調剤薬局桔梗野店

弘前市大字桔梗野二丁目一三の二三

ク

みんゆう調剤薬局松原店

弘前市大字松原東二丁目一四の六

ク

みんゆう調剤薬局アルカディア店

弘前市大字扇町一丁目一の六

ク

みんゆう調剤薬局フレンドファーマシー五所川原店

五所川原市中央二丁目二四

ク

みんゆう薬局黒石病院前店

黒石市北美町一丁目七四の一

ク

みんゆう調剤薬局西北店

五所川原市字鎌谷町一六三の三

ク

すずらん調剤薬局

青森市長島二丁目七の六山上ビル一階

ク

かしわざき訪問看護ステーション

八戸市小中野二丁目二の一二

ク

はやし薬局

北津軽郡板柳町大字板柳字土井二九三の八

三・四・四

ふれあい薬局

青森市橋本三丁目一三の五の一〇四

三・四・五

代官町クリニック吉田眼科

弘前市大字代官町一〇八

三・五・三

青森県告示第五百二十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和三年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

なの花薬局大久保店	訪問看護ステーション愛和の里リーベ	越前医院	代官町クリニック吉田眼科	すずらん調剤薬局三岳店	テック調剤薬局大野店	とみさわ甲状腺・乳腺のクリニック八戸	みんゆう調剤薬局西北店	みんゆう薬局黒石病院前店	みんゆう調剤薬局フレンドファーマシー五所川原店	みんゆう調剤薬局アルカデア店	みんゆう調剤薬局松原店	みんゆう調剤薬局桔梗野店	みんゆう薬局弘前駅前店	一般社団法人青森精神医学研究所附属浅虫温泉病院	大開調剤薬局	かみきたデンタルクリニック
九 八戸市大字湊町字下大久保道一五の	八戸市大久保字下長根二〇の五	田二二〇の一 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富	弘前市大字代官町一〇八	弘前市大字三岳町六の三一	青森市大字大野字片岡三三の一五	八戸市十三日町一ヴィアノヴァ二階の一〇	五所川原市鎌谷町一六三の三	黒石市北美町一の七四の一	五所川原市中央二の二四	弘前市大字扇町一の一の六	弘前市大字松原東二の一四の六	弘前市大字桔梗野二の一三の二三	弘前市大字駅前町一の二	青森市浅虫字内野二七の二	弘前市大字大開一丁目五の一	上北郡東北町旭北一丁目三一の九〇
三・七一	三・六三四	三・六三三	三・六一	〃	三・五一	三・四・九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三・四・一	三・三・二	三・三一	令和 三・二・七

青森県告示第五百二十三号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「 剣吉支店	三戸郡南部町大字剣吉	を
「 南部支店	三戸郡南部町大字平	に改める。

公 告

採石業務管理者試験の施行

令和三年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

令和三年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日等 令和三年十月八日（金）午前十時から正午まで

2 場 所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム 四階 会議室「十和田」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

三 受験願書の受付期間

令和三年八月三十日（月）から同年九月十日（金）まで（郵送の場合は、同日付けの消印のあるものまでを有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

八千円（青森県収入証紙により、受験願書の提出時に貼り付けて納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部で配布する。

郵送を希望する場合は、返送先を明記し、八十四円分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県土整備部河川砂防課に送付すること。

出願者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社小野商事運輸

二 代表者の氏名 小野智史

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字川部字富岡一の一九

四 許可番号 青森県知事許可（般一―二八）第二〇〇四九五号

五 取消年月日 令和三年七月六日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社ダイヤカッター

二 代表者の氏名 三戸唯史

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田五丁目三の二

四 許可番号 青森県知事許可（般一―二八）第二〇〇三二四号

五 取消年月日 令和三年七月九日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社小原工務店

二 代表者の氏名 小原雅行

三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字館野二三の三三三

四 許可番号 青森県知事許可(般一二八)第五〇〇〇二一七号

五 取消年月日 令和三年五月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十一月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社但馬建設

二 代表者の氏名 但馬康市

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎三二一の三

四 許可番号 青森県知事許可(般一二八)第五〇〇〇一七号

五 取消年月日 令和三年七月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となった事実

令和三年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円